

18歳から、 大人。

～成年年齢の引下げに伴い、
18歳から契約行為ができるように～

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。このことによる、若者をターゲットにした消費者トラブルの増加が懸念されます。悪質商法や商品・サービストラブル等に巻き込まれた場合は、一人で悩まずに安城市消費生活センターにご相談ください。

＜成年年齢の引き下げQ&A＞？

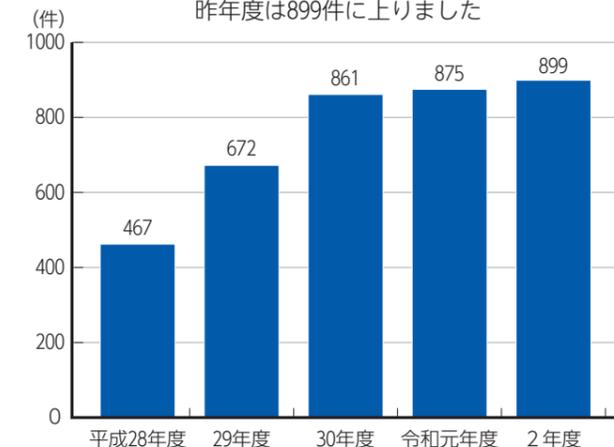
- Q.成年になると何が変わるの？**
A.親の同意がなくても、下記のような様々な契約ができるようになります。例)携帯電話を契約する、一人暮らし用の部屋を借りる、クレジットカードをつくる、ローンを組む
- Q.契約するときに注意することは？**
A.未成年者が契約するときは、親等の法定代理人の同意が必要となり、同意がない契約は原則、取消しができます(未成年者取消権)。成年になると、この未成年者取消権がなくなります。契約するのも、その契約に対して責任を負うのも、全て親ではなく本人となることを忘れないでください。

ひとりでも悩まず、まずは相談を！ 安城市消費生活センター

☎(76)7749

- 相談日 (月)火(木)金(祝)・年末年始を除く
- 相談時間 午前9時30分～午後4時(受付は午後3時30分まで。予約優先)
- 場所 市役所さくら庁舎
- 予約方法 相談希望日の1週間前から電話で消費生活センターへ
 ※予約は上記相談時間内に受け付けます。相談時間外の予約は、市商工課(☎(71)2235)へ。
 ※当センター閉所時は消費者ホットライン☎188へ。開所している相談窓口につながります。
- その他 当センターで相談を受けた人を対象に、弁護士による消費生活相談も行っています(毎月第4(火)午後1時～3時。一人30分)

安城市消費生活センターへの相談件数の推移
 相談件数は、平成28年度から毎年増加しており、昨年度は899件に上りました



若者がねらわれやすいトラブルと注意点

<p>相談者</p> <p>「お試し購入」のはずが…</p> <p>SNSの広告を見てお試し500円のダイエットサプリを購入。その後頼んだ覚えのない2回目の商品が届き、3カ月分の代金3万円の請求がきました。</p>	<p>相談員</p> <p>契約内容や解約条件をしっかりと確認してから契約しなければいけません。また、契約内容を保存しておき、事業者とのメール等のやりとりの記録を残しておきましょう。</p>
<p>相談者</p> <p>リスクは気にしていなかった…</p> <p>美容外科クリニックで施術を受けたら、顔全体が腫れてしまいました。生活にも支障が出て困っています。</p>	<p>相談員</p> <p>効果だけでなくリスクや副作用についても詳しく聞いておくことが大切です。他のクリニック等の説明も受け、納得のいく選択をしましょう。</p>
<p>相談者</p> <p>先輩の話だから信じたのに…</p> <p>先輩に「簡単にもうかる」と言われ、暗号資産の投資を始めましたが、もうかるどころか出資金も戻ってきませんでした。</p>	<p>相談員</p> <p>先輩や友人からの誘いであっても、怪しい話はきっぱり断りましょう。投資には必ずリスクがあります。お金だけでなく大切な人も失う可能性がありますよ。</p>

注意! 若者は消費者トラブルについての知識・経験が少なく、「絶対にもうかる」といった話や先輩・友人等からの話はすぐ信じてしまう、「お金がない」と断っても言葉巧みにクレジット契約をさせられてしまう等の傾向があります。契約内容をしっかりと確認する・怪しい話はきっぱり断る・無理なく支払いができるもののみ契約すること等が大切です。

【おすすめ関連サイト】



消費者庁HP



あいち暮らしWEB

メッセージ動画配信中

知っ得!身近な消費生活相談13

＜カニ買いませんか?に注意!!の巻＞

カニ等の魚介類を強引に売りつける電話勧誘の消費者トラブルが後を絶ちません。特に最近では、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減っている事業者を名乗り、電話で「経営が苦しい」「店を閉めなくてはいけない」等と訴えて強引に購入させたり、内容が金額に見合わないものを高値で売りつけたりするトラブルが起っています。

- 注意** しましょう!
- ①勧誘してきた相手が会社名や連絡先を言わない
 →「すぐに」「きっぱり」と断りましょう。
 - ②電話勧誘によって契約をしてしまったが解約したい
 →書面を受け取ってから8日間はクーリングオフができます。安城市消費生活センターへ相談してください。

安城市消費生活センターでは、「消費生活」にまつわる様々な相談をお受けします
一人で悩まず、まずはお電話を! 安城市消費生活センター(☎(76)7749)
 (月)火(木)金 午前9時30分～午後4時(受付は午後3時30分まで) ※祝・年末年始を除く。